第五十七条第一号中「動物用生物学的製剤」の下に「（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。）」を加え、同条第二号中「牛疫予防液」の下に「、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液」を加える。

別記様式第三十号二中「〇・〇〇一瓩」を「〇・〇〇一㌘」に改める。

別表第一ヨーネ病の項術式の欄第一項中「4又は5」を「4、5又は6」に改め、同欄中第二項を次のように改める。

2　リアルタイムPCR法による検査

ヨーネ菌DNAをサイバーグリーンにより検出するヨーネ病診断用リアルタイムPCRキットを用いて実施する。

別表第一ヨーネ病の項術式の欄第五項中「エライザ法による検査」を「リアルタイムPCR法による検査」に改め、「ヨーニン検査」の下に「、エライザ法による検査」を加え、同項を同欄第六項とし、同欄中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　エライザ法による検査

牛についてのヨーニン検査を実施する場合に併せて実施することができる。

別表第一ヨーネ病の項要領の欄第三項を次のように改める。

3　リアルタイムPCR法による検査の場合

一　ヨーネ菌核酸抽出試薬を用いて、検体の糞便から糞便抽出DNA液を作製すること。

二　リアルタイムPCR反応液（DNAポリメラーゼ、サイバーグリーン、プライマー、ウラシル－N－グリコシラーゼ、リボヌクレアーゼフリー水を含むもの）〇・〇四五ccに一で作成した糞便抽出DNA液〇・〇〇五ccを混合したもの（以下「検体調整液」という。）及びリアルタイムPCR反応液〇・〇四五ccに指示陽性DNA液（あらかじめヨーネ菌のDNA濃度が明らかであるDNA液を十倍段階希釈したもの）を〇・〇〇五cc混合したもの（以下「指示陽性調整液」という。）を、それぞれ〇・二cc容量のPCR用チューブ二本又はPCR用九十六穴プレートの二穴に〇・〇二五ccずつ分注すること。

三　二のチューブ又はプレートをリアルタイムPCR装置により、五十度の温度で二分間、九十五度の温度で十五分間感作した後、九十五度の温度での三十秒間及び六十八度の温度での一分間の感作を四十五回繰り返すこと。

四　三の感作後に、二の検体調整液の蛍光強度が上昇したもののうち、六十度から九十八度までの間で解離曲線解析を行つて検体調整液が指示陽性調整液の解離温度と同様の解離温度を示した検体をDNA陽性とし、それ以外の検体をDNA陰性とすること。

五　四でDNA陽性となつた検体について、指示陽性調整液を用いた用量－反応式からヨーネ菌DNA濃度を計算し、検体調整液〇・〇〇二五cc中のDNA量が〇・〇〇一ピコグラム以上と判定された検体を陽性とし、それ以外の検体を陰性とすること。

別表第一ヨーネ病の項要領の欄第六項中「牛にあつては初回検査の三十日後（ヨーニン検査を実施していない場合は十四日後）にエライザ法による検査、」を「リアルタイムPCR法による検査（」に改め、「山羊にあつては」の下に「、細菌検査（分離培養）、リアルタイムPCR法による検査、」を加え、「九十日後に」を「九十日後の」に改め、「補体結合反応検査」の下に「又は初回検査後二週間隔で三回以上の補体結合反応検査」を加え、同項を同欄第七項とし、同欄中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　エライザ法による検査の場合

一　保存液の除去後、洗浄液で洗浄したヨーネ病診断用抗原を固相化した検査用プレート（以下「プレート」という。）に、エライザ緩衝液（以下「緩衝液」という。）で所定の倍数に希釈した指示血清及び被検牛血清（マイコバクテリウム・フレイ菌抽出液で吸収処理したもの）を分注した後、密封し、二時間二十五度の温度で感作すること。

二　一により感作したプレートを洗浄液で洗浄し、これに緩衝液で所定の倍数に希釈した酵素標識抗体を分注した後、密封し、二時間二十五度の温度で感作すること。

三　二により感作したプレートを洗浄液で洗浄し、これに基質溶液（使用する直前に調整したもの）を分注した後、十五分間二十五度の温度で反応させ、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により判定すること。

四　吸光度値が〇・三五以上であるものを陽性とし、〇・三五未満であるものを陰性とすること。

別表第一ヨーネ病の項判定の欄第一項第五号を削り、同欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　リアルタイムPCR法による反応が陽性となつたもの

別表第一ヨーネ病の項判定の欄第一項第六号中「についての」を「であるめん羊又は山羊について、」に、「四又は2の四、五若しくは六」を「五又は2の三、四若しくは五」に改め、同欄第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十七条の表の改正規定は平成二十五年三月七日から、別表第一の改正規定は平成二十五年四月一日から施行する。

告示

○内閣府財務省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号18を同号19とし、同号17中「18」を「19」に改め、同号17を同号18とし、同号5から16までを1ずつ繰り下げ、同号4の次に次のように加える。

5　経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、中小企業新事業活動促進法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている者に対する資金であって、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ、経営革新又は異分野の中小企業と連携して新事業分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するためのもの

○政治資金適正化委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年三月一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二四八	中本　行則	二五、二、一二	本人からの申請
二五〇	苅谷　政夫	二五、二、一二	本人からの申請

○法務省告示第九十一号

山梨県甲府市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年四月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、甲府市役所又は甲府地方法務局に照会すること。

平成二十五年三月一日

法務大臣　谷垣　禎一

山梨県中巨摩郡大鎌田村大里四〇五六番地
河西えま子